



## 記者発表資料

令和3年1月30日  
【土木事務所の業務に関すること】  
建設局土木部土木管理課  
電話245-5388 内線3371  
【職員の健康管理に関すること】  
総務局総務部人材育成課  
電話245-5651 内線2851

### 若葉土木事務所における業務の縮小について

若葉土木事務所において、1月30日(土)までに6名の新型コロナウイルス感染者が判明したため、感染拡大防止の観点から全ての所属職員を在宅勤務等とし、他部署の職員を配置するなど、土木事務所の業務を縮小しますので、お知らせします。

#### 1 施設の名称

若葉土木事務所（所在地：若葉区金親町244-6）

#### 2 感染者の状況

患者（6名）

職員	年代	性別	居住地	現在の状況	発症日	判明日
A	60代	男性	長柄町	軽症	1月18日	1月19日
B	50代	男性	千葉市	軽症	1月22日	1月24日
C	50代	男性	茂原市	軽症	1月22日	1月25日
D	30代	男性	千葉市	軽症	1月23日	1月26日
E	40代	男性	船橋市	軽症	1月25日	1月26日
F	40代	男性	千葉市	軽症	1月27日	1月30日

#### 3 対応の状況

- (1) マスク着用の徹底、窓口及び1メートルの離隔がとれない職員の座席について、ビニールシートの仕切りを設置するとともに、窓などの開放により、適切な換気を行っていた。また、週4日執務室の共用部のドアノブや蛇口、カウンター等の消毒を行っていた。
- (2) 職員Aから陽性の報告を受けた1月20日(水)に執務室内などを消毒。  
職員B、Cの発熱が確認された翌日の23日(土)、24日(日)に執務室内などを消毒。
- (3) 25日(月)から、執務室の共用部のドアノブや蛇口、カウンター等の消毒を毎日実施するとともに、引き続き適切な換気を行い、業務を継続。
- (4) 26日(火)、保健所による職場内調査が実施されたが、職員A～Cの感染については、発症状況やマスクの着用状況、執務室内での座席間の距離などから事務所内での感染とは考えられず、職員D、Eについては車への同乗など濃厚接触による感染と考えられた。
- (5) その後の調査によって21日(木)に職員Dと公用車で現場に出向いた職員2名がDの濃厚接触者として判断され、27日(水)にPCR検査を受けたが陰性であった。
- (6) 職員Fが体調不良により28日(木)に検査を受け、30日(土)に陽性であることが判明したことから、業務の縮小を判断した。
- (7) 職員A、Fは、発症日の2日前から発症日までの間、市民等との接触はない。職員B～Eは、市民等と接触していたがマスクを着用し、相手との距離を取るなど感染対策は行っていた。

#### 4 今後の業務内容

- (1) 若葉土木事務所へ土木事務所の業務経験を持つ他部署の職員を臨時に配置し、問い合わせ対応、緊急的な工事に対する道路法の申請受付、道路損傷等の緊急補修対応に限り業務を継続する。
- (2) 業務の縮小期間は2月1日(月)から2月9日(火)を予定。
- (3) 緊急的な業務等は臨時に配置する職員において対応するため、市民生活に大きな影響はない。

報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段のご配慮をお願いします。